新潟県公安委員会規則第11号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年８月30日

新潟県公安委員会

委員長　　小　林　　彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（試験自動車の指定） **第21条の２**　技能試験等において使用する自動車は、公安委員会が提供する場合を除き、<u>一般財団法人新潟県自動車練習所</u>（昭和25年８月28日に財団法人新潟県自動車練習所という名称で設立された法人をいう。）の提供する自動車とする。ただし、身体に障害のある者で特殊な構造若しくは装置を備えた自動車を使用する場合又は特別の必要がある場合は、この限りでない。 ２　（略）	（試験自動車の指定） **第21条の２**　技能試験等において使用する自動車は、公安委員会が提供する場合を除き、<u>財団法人新潟県自動車練習所</u>（昭和25年８月28日に財団法人新潟県自動車練習所という名称で設立された法人をいう。）の提供する自動車とする。ただし、身体に障害のある者で特殊な構造若しくは装置を備えた自動車を使用する場合又は特別の必要がある場合は、この限りでない。 ２　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。